

## 平成29年総務常任委員会概要記録

(会期中)

○会議日時 平成29年6月8日(木) 午前9時30分～午前11時30分

○場所 議会特別会議室

委員の出欠状況 (出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名
委員長	○	石田陽一	副委員長	○	磯辺香代
委員	○	出口芳伸	委員	○	大島昌弘
〃	○	松本賢一	〃	○	村尾光子
			出席 6人 欠席 0人		

説明のために出席した者			
職	氏名	職	氏名
総合政策部長	長 勲	総務部長	山中庄一
市民生活部長	手塚俊英	会計管理者	柏崎義之
総合政策課長	谷田貝明夫	市民協働推進課長	関久雄
総務人事課長	清水光則	財政課長	梅山孝之
契約検査課長	直井満	税務課長	野口範雄
安全安心課長	山中利明	市民課長	所光子
環境課長	福田充男	行政委員会事務局長	上野和憲

事務局			
職	氏名	職	氏名
事務局長	星野登	議事課長	五月女治

○議員傍聴者 中村議員

○一般傍聴者 5名

1. 開会

2. あいさつ 石田委員長

3. 概要録署名委員 村尾委員

## 4. 事件

### (1) 付託事件審査について

議案第43号 平成29年度下野市一般会計補正予算（第1号）【所管関係部分】

#### 質疑・意見

##### 〔歳入〕

#### 16款2項1目 総務費県補助金

- 村尾委員：地域女性活躍推進交付金は、毎年、見込まれるものなのか。
- 市民協働推進課長：女性活躍推進法が10年の時限立法のため、昨年から始まり、昨年と今年度は確定しているようだが、今後についてはまだはっきりしていないと聞いている。
- 村尾委員：補助金がなければ歳出の事業はやらないという感じか。
- 市民協働推進課長：補正がなければ、セミナーの講師派遣委託などを歳出に補正計上しているので、それについてはちょっとできないと思う。ただし、それ以外のイクボス宣言等は、看板の設置費用などのため、職員の手作り等で盛大にはできないが、対応は可能と考えている。
- 村尾委員：補助がなければないなりにできる範囲で、という理解でよろしいですね。

##### 〔歳出〕

#### 2款7項1目 人権総務費

- 大島委員：男女共同参画推進事業について、本事業は女性の社会進出の割合を高めるため毎年実施していると思うが、その割合について数値目標があるのか、また、女性の活躍推進セミナーに参加目標人数はあるのか。
- 市民協働推進課長：男女共同推進計画の中で32年度の目標値を設定しているが、本事業については、具体的に何パーセント目標、といった設定は現段階ではしていない。
- 大島委員：セミナーの参加人数は何人を予定しているのか。
- 市民協働推進課長：セミナーについては、現段階で200人から250人程度ということで会場の準備をしている。
- 大島委員：参加者の募集に当たり、新たな人を参加させるような取り組みはあるのか。
- 市民協働推進課長：今回、10月にイクボス宣言をすることを考えており、その前段としてセミナー開催を予定している。セミナーは一般の市民の方も含むが、ターゲットをイクボス宣言をする市役所、石橋地区消防組合、商工会の幹

部の方々、市内企業の幹部の方々を対象ということで考えているので、事前になったらその事業所等に通知や案内をさせていただき、出席の依頼をしたいと考えている。

- 村尾委員：例年、男女共同参画推進事業、例えば講演会や映画会というのは、年度後半ごろにやっていたが、今回は強調月間に合わせて6月に実施ということであるが、今後、実施はこの時期に固定されるのか。
- 市民協働推進課長：今年度については、補助申請の都合上、この期間中にやることを前提に補助申請をしている。6月24日に開催を予定している。来年度以降については検討の余地があると思っている。
- 村尾委員：希望的なことを申し上げるが、6月24日は県民のつどいと重なっている。趣旨は共通なので行ける所に行けばいいのかもしれないが、できるだけ重ならないように企画していただければと思う。
- 出口委員：本事業は県の補助事業だと思うが、自殺対策推進協議会やそれに伴うイベントとか、人権啓発関係、これも県の補助金を原資として行われていると思うが、言われたからやっている部分的な部分も完全には否定できないかなど、私はそう感じるのだが、結構な額が付けられているので、ある程度効果が出る形で、例えばアンケートをとるなどして一セミナーの開催前と後でどのような意識の変化があったのかなど、検証ができるような体制をとっていただきたいと思う。
- 総合政策部長：セミナーの開催に当たっては、その辺も考慮しながら成果が得られるようなセミナーにしていきたいと考えている。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第44号 下野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について
--

#### 質疑・意見

- 大島委員：電子的な流れは避けられないが、最近、中学生がウイルスソフトを作成して逮捕されたという事例があった。こういった条例を制定して市民の利用に資することは大変よろしいことだとは思いますが、本市の情報通信におけるウイルス対策はどのように行っているのか。
- 総合政策課長：セキュリティ対策については、LG-WANという総務省のシステムと職員が使うインターネットシステムを分割し、一緒にならないように取り組んでいる。
- 大島委員：それは、庁内のシステムのセキュリティだと思うが、市民が利用す

る際に、偽の場所に誘導するようなサイトがつくられないよう監視する、といったことは考えているか。

- 総合政策課長：国のほうも十分検討してこの事業を進めていると思っているので、その辺については別に対策を講じているものと思う。
- 出口委員：第3条について「電子情報処理組織を使用して行わせることができる」とあるが、要するにオンライン申請だが、現在オンライン申請の状況はあるのか。条例がなくとも何パーセントかはあるのか。
- 総合政策課長：現在、電子でやっているものについては、入札の申し込みなどはオンラインでやっているものと思う。
- 総務部長：電子入札を市で行っている。電子入札に当たっては特別に番号をふり業者に配っている。その中ですべてやっているのだから、それ以外の方がアクセスすることはできないということになっている。
- 出口委員：「行わせることができる」という条例を制定するのだが、ハード面、ソフト面において、すべて合わせると膨大な数の申請や届け出があると思う。今、すべての申請ができる状況なのか。規定をつくったのはいいが、オンラインでそれを申請、届出できる状態なのか。
- 総合政策課長：現在、7月から始まるマイナポータルというサイトの開設に向けて準備を進めているところである。
- 出口委員：マイナポータルができるとすべてできるということなのか。
- 総務部長：今回、電子的に申請できるという枠を広げた内容については、子育てワンストップサービス、その中で児童手当の申請、保育園関係の申請ができる。それらが今回のマイナンバーと連動して、マイナポータルでどのように申請がされているか、あるいは本人確認ができるというふうに伺っている。
- 出口委員：第3条には、市の機関に対して行われる申請等のうち、条例等により書面等で行うこととされているものについて、書面等に加えオンラインにより行うことが可能とすることについて規定されているわけですよね。たぶんすべての申請、届出に関連してくると思うのだが。
- 総務部長：今回、29年7月から、この実施については子育てワンストップ等ができる。まずはここから始まっていき、その後、以降、順次広がっていくということで、市全体ではいろいろな申請があり、約100近くの申請を書面等でやっているのだから、これがすべてできるか判断していないが、まずは子育て支援を重点的にやっていくということである。
- 出口委員：そういった申請ができるようになるための前提として、準備としてまず最初に条例を整備しておくということであり、その後順次、先ほど例示された以外のものについても広げていくという解釈でよいか。
- 総務部長：所管外のところもあるが、そのようになるということである。
- 出口委員：私、個人的に法務省とオンラインでつながっているのだが、時々シ

システム障害などを起こす。多分、開始当初というのはそういうことがいろいろ、問題点というか、出てくるが、今から万全の対策というのを立てるのは難しいと思うので、利用者の意見を聞きながら改善を重ねて弾力的な運用をされることを、要望として望む。

- 村尾委員：細かいことを伺う。第4条第3項、処分通知を受ける方に出した時、ファイルへの記録がされたときに当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。とあるが、これは先方のファイルに記録されたということがわかるのか、確認できるのか。
- 総合政策課長：この申請を行う際には電子署名を使うため、それにより確認ができるようになっている。
- 村尾委員：申請の結果の処分なので、電子署名がなされるから確認できるということですね。常に処分通知を送る時には確認作業もするということか。
- 総合政策課長：確認をするようになると思う。
- 村尾委員：了解しました。第5条で縦覧も電磁的記録でできるということであるが、この場合も電子署名をしないと縦覧の資料にアクセスできない事となるのか。
- 総合政策課長：マイナンバーで申請をする際には、マイナンバーによる通信処置が必要になるため、そのようになると思う。
- 村尾委員：その場合は、ナンバーだけではなくカードを持って、リーダーというのかあれを持たないと縦覧には参加できないということか。
- 総合政策課長：そのとおりである。
- 村尾委員：第6条の3行目に規則等で定めるところにより、とあり、最後にはこの条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める、とあるが、現在の段階で規則は制定されているのか。
- 総合政策課長：条例に基づく委任の規則であるため、同時に公布を考えている。
- 村尾委員：その点は了解した。8条では、利用状況についてインターネットの利用その他の方法により公表するとあるが、他の方法は広報と思うが他に手段を考えているのか。
- 総合政策課長：他の事例を見ると、ホームページ上で公開があり、そのように考えている。
- 村尾委員：この公表は何のためにするのか。普及に役立てるためか、実際の業務がどのようになされているのかを公表するのか。つまりインターネットを利用されない人は公表されていても見られないということになる。むしろこのようなことを利用しない人が利用するように仕向けるためには、インターネット上だけで公表しても仕方がないと感じる。目的は何か。
- 総合政策課長：電子申請によりどのようなものが手続きとして行われたか公表したいと思っている。

- 村尾委員：狙いの中は、普及促進を図るものではないということか。
- 総合政策部長：国のほうもこの電子申請の普及拡大を図っていく方針であるため、市としても同じような考えで普及啓発に努めていきたいと考える。
- 村尾委員：そうであるならば、インターネット利用の無い人にも理解を示してもらうには、インターネットだけで公表しても拡大にはならないと思うので、別な、例えば紙媒体の公表も考えていただきたいと思う。
- 総合政策部長：そのような方向で検討させていただきたいと思う。
- 出口委員：村尾委員の質問に関連するが、オンライン申請を普及促進の最終的な目標数値は。例えば法務局の登記申請だと10年ぐらいやっているがおおまかには半々、e-TAXは税務署でだいぶ普及しているが、国も自治体もその方向で動いているので、どのくらいを目安に考えているのか伺う。
- 総合政策部長：明確な目標は持ち合わせていないが、今マイナンバーカードが4千程度本市で発行されているということで、その発行数を増やすこと。マイナンバーカード作成者には積極的にこの電子申請を活用いただくような啓発はしていきたいと思う。
- 村尾委員：いずれ広報に掲載されると思うが、カードリーダーはどのように入手できるか、斡旋や紹介をされるのか。
- 総合政策課長：これについては、3千円程度で購入できる。7月号の広報でマイナポータルやマイナンバーカードについての記事を出したいと思っている。インストールの仕方やマイナポータルにするため必要なもの、インストールをどのようにしていくかなどの情報を出したいと思っている。
- 村尾委員：どこで買えるかもお知らせいただきたい。電器屋さんにはどこでも売っているのかとかいうことだが。
- 総合政策課長：おそらく通常の電気店に行けば購入できるものと思う。
- 市民課長：先ほど総合政策部長の方でマイナンバー4千人程度という話をされたが、詳細の数字は定かではないが、3月末で7.8%であったので4千6百人前後の数字となることを報告する。
- 磯辺副委員長：全協の時にいただいた資料に、今後の取り組みということで、7月から提供するサービスで、児童手当と母子保健制度の一部の手続きにおいて利用可能になると書いてあったが、この7月からというのは、遅れるという政府からの広報があったと思う。何月からこういったサービスに使えるかという今後のスケジュールについては、一例えばカードリーダーを購入しなければならないかとか、どのへんでマイナンバーカードをつくらなくてはならないとか、市民にとっては計画もあるので、全員がその体制になったところでサービスがついてこないことには仕方がないので。もちろんマイナポータルで自分の情報にアクセスすることもできるが、そこまでしないけれども申請だけはしていきたいという人もいるので、今後のサービスのスケジュー

ールなどもわかっているところは明確にお伝えしてはどうかと思う。急いで準備しなければならないものでもないような気がする。もうひとつ、電子申請ができない人に不利益があるということはないか。

●総合政策課長：このマイナポータルについては、29年7月から試行運用が開始される。まず、29年7月からは児童手当の受給資格のお知らせが始まる。また、9月からは保育所等の入所申請等が予定されている。そういったことがこれから順次、いろいろな事業が開始されていくので、不利益を被るかということについては、一申請が簡素化されるので、そういった簡素化についてはその方は受けられないということになるかと思う。

○磯辺副委員長：わかったところから、確実にになったところから公表していただければ。不利益になるところがあってはならないと思う。パソコンを持っていない方もいらっしゃる。それでパソコンを持っていないという状況であるが、一今、パソコンというものを持たずに全てスマホで対応している若い方々も多い。スマホで見られるようになってしまったので。それで、もしかしたら政府は準備が遅れているのではないかと思える。今後スマホでカードリーダーを繋いで、という方向にいくか。

条例の質疑からはずれたかと思うので、またそのうち伺う。

○出口委員：オンライン申請であると、要件がそろっていれば早い者順である。そういう意味では、紙申請の方は遅れがちである。そういう紙申請の方も大分いると思うので、そういう環境がない人、厳しい環境におかれている人こそ優遇しなくてはならないという面もあるので、紙申請の方の不利益にならないように。そういう方は事前に相談して、法務局でもオンライン申請はボタンを押せば何時受け付けとなるが、紙申請の方は事前に相談して仮に受け付けるとか、いろいろな方法があるので、とにかく、紙申請の方の不利益にならないように。おそらく9割以上の方はそういう状況にあると思うので。そのところ、答弁をお願いします。

●総合政策課長：パソコンがない方への対応としては、数は少ないが、市役所に端末を2台ほど置く予定である。

○出口委員：私が伺っているのは、そもそも端末による申請ではなく、電話や紙による従来の申請の方も相当数おられると思うので、その方々の不利益にならないような形で運用していただきたいと。もちろん市役所に端末を置くこと自体はいいことだが、端末組と同等のサービスを受けられるように。そこは今後考えていただきたい。

●総合政策部長：もちろん、そういう紙申請の方に対しても、窓口サービスを充実させていただいて、臨機応変に対応が取れるような体制が取ればと考えている。

○石田委員長：ほかにないか。

- 総合政策部長：先ほどのスマートフォン対応については、国としても平成30年から対応できるような方向でスケジュールが組まれているところである。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第46号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
--------------------------------

質疑・意見

- 村尾委員：確認で伺うが、現状でもう既に人口基準に満たないところが出てきてしまったので、その議員の数を減らさないために、今回改正するというふうに理解してよろしいか。
- 市民課長：現在も、今のところ、議員定数が33名である。この中で、特に真ん中のところの10万人から30万人のところ、一例であるが、鹿沼市が10万人を切っていると、そうすると今現在2名のところが1名になってしまうという現状があり、それを打開するための規約の変更ということである。
- 村尾委員：人口をそれぞれ調べたところ、既に鹿沼市は97,000人台になっているということで、これは本来ならもっと早く改正しなければならなかったのではないかと思うが、10万人を切ったのは何年くらいかご存知か。
- 市民課長：もうしわけないが、そちらについては確認していない。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

要望すべき事項

なし

— 暫時休憩 —

陳情第2号 「県南広域的水道整備計画」に関する陳情
---------------------------

質疑・意見

- 大島委員：本件に関しては継続審査中なわけだが、継続審査中の案件についてこの方々は市長に対して要望書を出し、お答えをもらっているということが一時系列で言うと5月15日にもらっている。議会に、我々が審査しているのに

答えをもらったということは、我々が審査をして市長に対して提言をしても、市長は答えを出しているから、その辺がどうかなと疑問に感じるのだが。

- 村尾委員：だからといって、市が既に回答を出しているということであっても、議会に対しては陳情という形で出ている。これはすでに市長は説明します、と言っているので、否定することはできないのではないかと。私はこの陳情に関しては説明責任を果たすべきだと思っていたので、自治基本条例にのっとっての説明という形でするように採択すべきだと考えているが。
- 石田委員長：私の意見、というわけではないが、確かに3月議会で継続審査となった議案であり、継続審査が待ちきれなかったといえれば待ちきれなかったのかなという理解もするが、わざわざ陳情として出してきて、5月に市長のほうに要望書が出ている。なぜ議会にそこまで出して、市長にまで意見を求めてしまうというのは、ちょっと、行き過ぎなのかなというところもある。ただ、願意も、皆さんの思いもあることなので、これを審議しないというわけにもいかないから、我々委員会でも今回、審議しようということで行っているわけである。内容的に、私も読ませていただいたが、陳情の中に「自治基本条例に基づいて」ということで出ているのだが、県南広域的水道整備計画は県が立てる計画なんですよ。それに自治基本条例で、その内容を具体的に説明をしろと言われても、下野市の自治基本条例なので、県の整備計画をどうのこうのという必要性はないのではないかと、私はちょっと思うのだが、委員の皆さんのいろいろな意見をお聞きしたいと思います。
- 松本委員：この案件については、非常に気持ちは分かる。私もいろいろ検証をしたが、県が策定するものであり、これらに対しても説明責任を、自治基本条例を云々というのはちょっと難しいのかなと思っている。そういった観点から前回、3月定例会では継続審査となったわけである。はっきり申し上げて、趣旨には賛同できるが、もろ手を挙げてということにはならないというふうに私は思っている。
- 出口委員：大島委員からも言われたが、5月1日付の要望書に対し去る5月15日付で回答文書—公文書で明快に回答がされている。その中で陳情事項の1について、計画の全体像について教えてください、ということに関しては結構具体的に書かれていて、市長のほうでも、栃木県を含む関係市町との協議の状況、本市の考え方等については、広報しもつけを初めさまざまな広報媒体や市議会等を通してお知らせしてまいります、と言っているから、1に関しては何も要望することはないと。市長に対して同じことを要望するんですかね。陳情事項の2についても、これもおなじ回答文書で、市民の皆様からのご意見等にもしっかりと傾聴した上で選択を行うと回答されている、ということなので、市長に対してこういうことをやってくださいということが今回の陳情の趣旨なので、ちょっとどうしたらいいのか分からない。形式論的にいえば、陳情す

る意味合いがかなり薄くなってしまったという。内容は理解できるが、それとは全然別の問題として、陳情として考えるとちょっとその意味合いがかなり薄くなってしまったということが現在の感想だ。

- 磯辺副委員長：私は、広瀬市長が市長として回答されたものと、議会はどう考えるかというものは全く別問題であると思う。陳情は自治基本条例に従って、今、県が作成する計画というが、県が作成に着手する前に広瀬市長がどういうふうに考えられるか、考えていらっしゃるところなので、市民としては何をどう考えているのか、その根拠は何なのかということを知りたいと言っているわけですね。なので県が計画するということはちょっとこっちに置いておかなければならないと思うので、これは自治基本条例に従って陳情を採択すべきだと思う。外の要素は説明の後の話だと思う。議会として判断しないというのはあり得ないと思う。市長が出しちゃったので議会はいいんじゃないかという考え方は議会の独立性というのを考えるとおかしいことだと思う。
- 石田委員長：議会と市の答弁とは、また別だと思うが、陳情の文面の中には、市に対して次のことを求めてください、というのが出ていたわけである。市に対して、ということは結局、市長が答弁を出せば市の答えになるわけだ。私もこれを何回も読んでみても、計画の全体像はまだ我々も分からない、県のほうで定めることでしょうかから、これが決まり次第もちろん我々にも報告があるでしょうかから、1番目については、下野市の基本条例に基づいてどうのこうのということではないと思う。県の計画なので。2番目は確かに、基本条例に基づいて公表する、これはごく当たり前のことだと思う。だから、例えば1番と2番で、じゃあ2番はいいですよ、1番は、例えば、省いてください、ということになると、差し替えるとか、意見書を付けるとかいう方法、どちらかになるんじゃないかと思う。ただ、意見書を付けるということになると、単純な採択とか、そういうことではなくなってしまう。意見を付けるということは、趣旨は賛成できるけれども、意見書を付けさせてくださいという形というのは、やはり普通に採択という形ではないと思う。言っている意味は1番も2番も大体同じようなことだが、ただ、県のほうのやることと、市の考えを聞きたいということと二通りなので、例えば1番を除いた場合、じゃあ差し替えてくださいということになると、これは1番を省略しましょう、というわけには簡単にはいかないと思うけれども、どうなのか。
- 磯辺副委員長：計画の全体像にこだわっていらっしゃるが、これは全体像が分かっていると市長も判断できないと思う。市長は何も分からずに、栃木市や壬生町とともに何かの合意形成をしようとしていらっしゃるわけですね。何も分からずにします、というわけにはいかないと思う。市長がお分かりになっている範囲内でのいいのではないかと。

- 石田委員長：これは答えているのではないか。回答書で。
- 磯辺副委員長：答えていない。市長はまだ全市民に答えていないので、全市民に向かってご説明になればいいことかと思うが。県の全体像を分からないでこれだけ将来に影響を及ぼすことに対して判断をなさるといことは考えられない。とても責任のある何かをされようとしているわけなので。
- 出口委員：市長の回答書は、公文書です。平成13年の旧石橋町とか、旧国分寺町から、それ以前からのいきさつを含めて全体像を回答しているし、今後とも、栃木県を含む関係市町との協議の状況を、本市の考え方等につきまして広報しもつけを初めさまざまな広報媒体や市議会を通してお知らせしてまいりますと、言っているので、全体像についても、協議の状況についてもお知らせすると言っているので、1番に関してはクリアだと私は思っている。2番に関しては、若干、市長あての要望書と文言が異なるので、陳情事項2「本市の対応を決める前には自治基本条例に基づき広く市民の意見を求めて積極的にそれらの施策を反映させるよう必要な処置をとること」、かなり自治基本条例、自治基本条例って、村尾委員、磯辺副委員長のほうからおっしゃられるが、自治基本条例にはそういうふうには書いていない。自治基本条例には、広く市民から意見を求める、ということと、意見を十分に考慮して意思決定を行う、ということが書いてあるだけだ。それで、この陳情を見ると、自治基本条例に基づいて最終的に必要な処置をとることと。その処置ってなんだろうと、いろいろ考えたが、住民投票とか、パブコメとか—パブコメは普通にやっている。そこまでのことは自治基本条例には書いていない。広く市民に意見を求めて、その意見を十分考慮すると、そこまでが書かれている。なので、2番は、自治基本条例の書かれていないことまで要望されている、「自治基本条例に基づき」という形で。そのため、2番に関しても、これはそのまま採択できる内容ではないと私は考える。
- 磯辺副委員長：陳情の2番だが、これは、「施策に反映させるよう」という所までが自治基本条例が掛かってくる所と考えればいいのか。それをするために市長として、例えば広報とか、説明会とか、さまざまな行動をしてください、ということだと思うが。点を書いてあるから切れる、一回、自治基本条例が掛かっていく文章が。意見を求めて積極的にそれらを施策に反映される、そういうことができるよう、市長として必要な措置、それを市長が受けた文章では、「しっかりと傾聴し」と書いてある。「傾聴し」と受けている。市長のお答えは。傾聴だけではないかもしれないので、議会としては傾聴にとどまらず、という意味も込めて、必要な処置をとるべきだと思う。
- 石田委員長：ちょっと待って。我々委員会に審査されるのは、当初の陳情の紙一枚だけで、この市に対する要望書や回答は別物だ。この文面に対してどうするか、ということ。もちろん、要望もして回答も得たという既成の事実はある

る。その辺を含みながら皆さんに考えていただきたいと。ただ、我々に実際にいただいているのは、継続審査になった2月13日に提出された陳情書ということで考えていただきたい。

- 出口委員：陳情2番の最後のところ、自治基本条例に基づき、必要な処置をとること、ということ、これ、ちょっと議員間討議になってしまうが、何ですか、必要な処置というのは。「とること」と要望されているので、何だと思われるか。意味が分からなかったらそもそも採択できないし、何だと思うか。
- 磯辺副委員長：陳情者に聞くというのはどうか。例えばこういうことですか。
- 出口委員：陳情者の同意があれば結構だが。
- 村尾委員：個人的な理解であるが、必要な措置というのは、広く市民の意見を求めて積極的にそれらを施策に反映させるよう、そのための措置ではないのか。確認するうえでは、陳情されている方がいらしているので聞くことも結構なことだと思う。
- 出口委員：意見交換会のようなことでいいのか。住民投票、市民の意思を伺うのは一番シビアな方法だが。その辺が定かでない。
- 村尾委員：いろいろな方法があると思う、意見交換会もその一つの手立て処置であると思う。
- 村尾委員：先ほど県南広域的水道整備計画は県が策定するもので、市が策定するものではないが、2市1町が同調して協議会として要望しないと策定されないことになっているので、今はないかもしれないが明らかになりつつあるところ、方針が固まりつつある段階で説明していくということは必要なことと思う。2にもかかってくるが、要請するか否かを決める前に市民に意見を聞いてもらいたいということではないかと思う。自治基本条例の対象にならないということではなく、それについての市の対応については市なりに出来ることと思う。できるだけ決定までの過程を明らかにしてほしいという思いもあり、市がどうとらえているかということだと思う。こまめに説明してほしいということと理解する。
- 磯辺副委員長：陳情1の計画の全体像の計画ですが、この計画は何ですか、ということの説明にいらしたときに聞いているはずである。これは県南広域的水道整備計画の計画ではなく、思川開発のことだとおっしゃっていたはずである。この水道整備計画をつくるという方向になっているのは、思川開発のことがあるからで、計画は整備計画を指しているのではない、という確認をとっているはずであるので、一度チェンジしてもらいたいと思う。
- 石田委員長：思川開発事業の県南広域的水道整備計画ということになると、この計画になるのではないか。
- 出口委員：かなり無理があるのかなと。2の陳情事項で思川開発事業の「県南広域的水道整備計画」に関する本市の対応についてで、それを受けて計画の全

体像についてで、普通に読めば国語の問題でこれでしかない。ダム建設も関連はするが、普通に読めばこの計画のことである。

- 磯辺副委員長：計画はこれからつくるのでまだ計画はないわけで、全体像という限りにおいては思川開発のこと。これは私たちが確認していることではなく、計画の全体像とはどういう意味か、と聞いたと思う。ここに書いてある、思川開発と。
- 村尾委員：前回協議したときのメモだが、事務局の益子さんが答えたことは計画の全体像、1、表流水を加えること。2、現状どうなっているのか。3、今後どのようなスケジュールか。現状どうなっているのかは、協議会での検討状況と書いてあるが、このように言っているので、これは県南広域的水道整備計画に限らず思川開発を含めのことだと思う。現状を説明してもらいたいということがあると思う。
- 磯辺副委員長：①背景②現状③今後のスケジュールと書いてあるが、これは陳情者の発言のメモである。
- 石田委員長：書いてある5行で全てを理解することは難しいことかもしれないが、いずれにしても思川開発イコール県南広域的水道整備計画どちらも絡んでいるわけだが、市が県のを早く計画立てると、今の段階では報告する内容がない。磯辺委員が先ほど言うように、市長の腹積もりといっても腹の中を開けてみるわけにはいかないの、あくまでも市長の考えイコール市の考えで、我々はそれ以上のものを市に議会として、どんどん出して情報を広く市民に公表してくださいということであって、基本条例に基づいた市民が理解できるような内容が出てくれば随時公表していけばいい。ただ、県が計画するものを我々が早くつくれとか、内容にこうしろああしろとは言えないということである。1番2番の全てを審議しているわけだが、5行の中で飛躍すれば市長の考え等の話になっていくが、これを陳情として、内容的にはわかるので、趣旨は採択できるのかと思うが、皆さんの意見を聞き方向を決めたい。
- 村尾委員：私はこの陳情に対して、現状を含めて広く市民に知らせるべきなので、採択すべきと思っている。旧南河内の人たちは、思川開発は全然関知・関与していなかったわけで、いきなりこれが出てくると驚くと思う。だからこそ知らせていかななくてはならない背景もあると思う。決まってしまってから思川開発ですと言うのではなく、今はこのような方向で協議がなされているなどの状況を知らせるために、できるだけ早い段階に可能な部分を公表していただきたい。むしろ積極的に説明をしていくべきと思うので、今回は採択していただきたいと思う。
- 出口委員：村尾委員の言われた、可能な限り公表していただきたいということは、私も同感であるが、陳情1に全ての情報を提供してくれ、とは、あいまいな情報も含まれるのか。3月23日に関係市町との間でまだ合意形成がされて

おらず具体的計画がないという報告があった。かなり聞いたが本当でないようであった。中途半端な情報を流すと逆に市民も混乱するし、全ての情報というはまだ結論に達していないようなものも含まれるので、公開可能な情報なら良いが、ここが引っかかる点である。

- 松本委員：3月23日に部長からあった報告は、今出口委員からあったように合意形成がされていない、そして協議会も年に1回ということであって、何を公表するのか。市長からこれだけの回答書をいただいているので、これらについても市は広報紙や様々な広報媒体を通じてお知らせをしていくと回答しているので、私としては、趣旨には賛同できるので、趣旨採択ということとしたい。
- 大島委員：自治基本条例に基づき、市民に対して適切に対応するという市長の答えもあるので、陳情自体を全部反対と思っているわけではなく、情報公開し市民に返すことは必要と思うが、今松本委員、出口委員も言われたように、県のほうで集まっても具体的に決まっていない状態であるので、私は趣旨採択でいいと思う。
- 磯辺副委員長：根拠になっている自治基本条例は、市政に市民が参画することが基本になっていて、参画するためには行政と情報を共有する、市民が学習するという前提がなければ参画できない。12条の市民の権利として、議会及び市に関する情報を知ることができる、掲げられている。ほかにも様々な市民の知る権利を保障している。ここでは市民に分かるように、市長が決断する前に様々な情報をくださいと言っているわけである。それに対して自治基本条例を持ちながら、議会が採択しないという決断をするのは、非常にはずかしいことと私は思う。何故採択できないのか聞きたいくらいである。
- 石田委員長：採択、趣旨採択と意見が出ているが、5行の陳情の中でこの5行から判断すると、腹の中はどんなんだということになるが、市民に分かりやすく情報提供するということはどの委員もわかっていることであるが、県の計画の全体像というのが、私はまだ不確定であるので、市長の腹積もりまではわからないので、消すなり、意見を付けるなりして採択するようにするのがいいのかと私は思っている。
- 磯辺副委員長：委員長のおっしゃるように計画の全体像を、背景、現状、今後のスケジュールと変えたらいかがか。
- 石田委員長：これまでに、議会の参考資料等、いろいろ読んでみたが、意見をつけたりすると趣旨採択となる。この陳情書をいじるということは、もう一度出しなおしてもらおうことであれば採択できるということになるので、出しなおすとどうなるのか。例えば意見を付するか、意見を付さないなら必要以外の所は書き変えて出し直しというのはあるのか。形として残るのはこの文章が残るのでこれを採択するかしないかないので、腹の中の話ではなく。意見は様々と思う。意見を付すか、ある程度納得いくように消して出し直すなど

多少言葉を変える時には、簡単に出し直しが出来るのか。事務局。

- 事務局：陳情なので議案とは違うため修正等はできない。
- 村尾委員：陳情そのものは、こちら側で訂正はできないのは常識だと思うが、例えばこれを採択し、市に適切な対応を求めていく、文書になると思うが働きかけをするわけで、その時の文章は議会が作成するものなので、趣旨に沿った表現であればこちらで作成してもいいのではないかと。計画の全体像については説明を受けたように、背景、現状、今後のスケジュールといったことを、わかりやすくより具体的に書いていいのではないかと思う。
- 石田委員長：意見を変えたり、付け加えたりするという、これをいじるといふことになる、趣旨採択になってしまうと思う。採択は採択でも、趣旨はわかるが、その代わりこういうふうに変えますよ、という格好になってしまうので。普通の採択とはまた違ってしまうと思う。意見をつけるということになるのであれば、趣旨採択しかない。
- 磯辺副委員長：市長が要望書に対して答えをお出しになっているということ踏まえすぎではないか。私たち議会は独立機関なので、議会としての意思表示をするべきだと思う。ここで中途半端な趣旨採択というふうにしてしまうということは、自分たちの考え方はどうなんだということ問われるのではないかと思う。自治基本条例を持って、そして市民ともに情報を共有しながら市政を進めてこうというのは、議会基本条例の理念でもある。それを持ちながら、なぜ曖昧な結論に至ろうとしているのかがはっきりわからない。計画の全体像については聞いている。ただ単に県がつくる計画を指しているのではないということ確認している。そういうことを踏まえると、なぜ採択しないかということをかえって問われるのではないか。私たちの議会は議会としての考えを持たないのか、市長の意見に左右されるのか、という話になると思う。
- 石田委員長：市長の意見がどうのこうのというのは、先ほど磯辺委員が言われた話であって。計画の全体像、これは思川開発事業であっても県南広域的水道整備計画であっても、県の全体像は今把握できないのだから、これを速やかに積極的にわかりやすく報告しろと言っても、説明のしようがないだろうということ。文章的にその部分が少し引っかかってくるということである。ただ、採択するという事は一みんな公表することについては採択すると思う。私もそう思うが、ただこの文章が引っかかってくるというだけの話である。いずれにせよ県からどんどん情報が出てくれば、もちろん市民への説明責任もある。市議会で作る計画であればいくらでも公表していくが、そういうわけではないので。
- 出口委員：相手が市長だから少しわかりにくくなっていると思う。例えば、国に陳情書を、意見書を出す時に、一例えば、障がい者施設を設置してくれという要望書を出して、担当の大臣から設置しますという回答があった場合、その

後に陳情書を採択して意見書を送付したらまぬけではないか。別に送ってもいいのだが。実際に公文書が出されているのだから、この文書を踏まえる必要はある。別に踏まえすぎではない。私はこれを100%基準にして決めてはいないし、自治基本条例の精神は素晴らしいものである。ただ、この自治基本条例から少し逸脱している部分が若干みられる、この陳情事項の中に。一切の情報を提供しろとか、意見を求めて積極的にそれを施策に反映させるような処置をとることと、そこまでは言っていない。広く意見を聞いて十分考慮し、違う考えがあればそのときは説明をしてくださいと、そのように書かれている。そういう意味で、私も趣旨採択である。

- 村尾委員：先ほどの委員長の意見では、趣旨採択とした場合には意見書を市の方へ出すということであったが、趣旨採択とはそれができるのであったか。
- 石田委員長：例えば、意見を付すか、文面を直すかということであれば、趣旨採択、内容的には採択してもいいが、少し部分的にという部分があれば趣旨採択になってしまうだろうということだ。意見を付けたり、口頭で言うにしても、普通の採択ではないだろうということである。
- 出口委員：どのような結論に至るにしても、趣旨採択の場合でも、委員長の意見は付すことになるのだから、そこではっきりと書かれればいいのではないか。趣旨採択でも、結構採択に近い要素はあると。
- 石田委員長：村尾委員が言われたように、何もしないという意味合いはないと思う。
- 出口委員：いや、何もしないということではない。採択か趣旨採択か不採択かということでは、趣旨採択ということにはなるが、採択にしても趣旨採択にしても委員長の意見はかなりつけるので、そこではっきりと積極的な意見を書かれれば、趣旨採択の結論と理由は一体であるので、理由をはっきり書かれれば、市長も無視はできないと思う。
- 村尾委員：採択した場合には、それなりの内容のものを市の執行部へ送付すべきだと思うが、趣旨採択した場合にはそこまでやらないものと理解していたが、事務局いかがか。趣旨採択でも自発的に議会としての文書を出すのか。
- 議事課長：出口委員がおっしゃっているのは、本会議場での委員長報告の中でそういったことを述べるができるということだと思う。今回のこちらの委員会での決定で、それをもって本会議にかけるものであるなので、本会議での決定になってくるが、趣旨採択の場合は内容を文書で提出するということがない。ただし、後日委員さん方がお集まりになり、この趣旨採択した内容について、ご自分たちで協議され発議されることは可能だとは思う。
- 出口委員：加えて、委員長報告の趣旨採択の理由の部分は、議会だよりも掲載されますよね、委員長。
- 村尾委員：掲載はするが、あくまでも結論は趣旨採択ということになるのでは

- ないか。委員長報告の内容、文面を書けばよろしいと、そういう意味であるか。
- 出口委員：趣旨採択に至った理由を必ず書きますよね。今までは書いてきたと思うが。例えば、小山用水の趣旨採択にしても、しっかり理由が書かれていたと思う。
  - 石田委員長：村尾委員が言われたように、確かに捉え方というか、一関連的には趣旨採択というとなんかなくてもいいのではないのかと、形上採択に似ているからそうしておけ、ということではなく。趣旨採択にしても、採択にしても、例えば不採択にしても、我々の委員会の決議である。また、委員の皆さんが今後その方向に向けて努力してもらおうというのが委員会であるのだから、決して、まるっきり何もしないでというつもりではないと思う。ただ捉え方が今までの関連だとそういうかんじなのだろうけど。ただ、採択、不採択、趣旨採択という3とおりしかないのだから、今の意見を聞くと、趣旨採択か採択かという形になるかと思う。不採択は誰もいないと思うので。
  - 磯辺副委員長：委員長が、計画の全体像という言葉に引っかかっておられると、それから必要な処置とは何なのか明確でないという意見があった。それから、すべての情報、という言葉にも引っかかるということであった。それで、このところを明確にして、新たに総務常任委員会として発議する方法もあるというふうに事務局がおっしゃったが、それについてはどうするのか。
  - 石田委員長：とりあえず、それは今後。これはこれで決めなくてはならない。ここで発議を出すか出さないかは今すべき審議ではないので。ここはここでの議決をとって、次に委員会としてやるならやるという形になるのではないかと思う。
  - 出口委員：私が趣旨採択と最終的に判断させていただいたのは、総合的な観点からである。市長の回答書にはそんなに重きを置いてはいないが、やはり1、2割はある、こういう経緯があったということは。これを踏まえた上での総合的な判断としての趣旨採択なので、もし市長が自分でおっしゃったこれを反故にするようなことがあれば、それこそ議員のほうで発議ということも考えられるのではないか。
  - 磯辺副委員長：例えば趣旨採択にして、何もしないのではなく、それなりの内容のものを市長部局に送付すると、こういうことは行うわけか。
  - 石田委員長：それはもちろん、また委員の皆さんともう1回会議を持つが。この文書に関して、陳情に関してきょう、今審査をしているのであって、今後のやり方というのは、そういう形で、採択になるか趣旨採択になるのかわからないが。その後の、決した後の、対応はもちろんやっていかなければならないと思う。ただ、今ここで、採択も不採択もわからないうちから、その先の話までしているわけにもいかないのだから、今後の採決の結果次第によってはそういう方向でいくということもいいのではないか。

- 磯辺副委員長：その際には、もし趣旨採択をして、それなりの内容、一趣旨とは言っても採択はついているので、一その時の趣旨というのは、趣旨だけではなく陳情事項にも及ぶのか。及んだ時には計画の全体像、それから必要な処置について明らかにしていくのか。それについて、趣旨採択を主張される方にも伺ってみたいと思うが。趣旨採択を主張されている方は、趣旨採択したらほったらかしではなくて、趣旨に採択しているのであるから、趣旨について書いたものを市長に送るのか。その際には、計画の全体像、必要な処置について明確にするのか。どう思って趣旨採択をされているのかを伺いたい。
- 大島委員：趣旨採択が採決された後、次の委員会で意見を交換してそれはまとめた方がいいと思う。今回は委員長が言われるように、採択か趣旨採択を決める段階であって。磯辺委員はその趣旨採択が決まったような言い方をされているので、趣旨採択だった場合は、次の委員会で、委員長が言われたように、その文面を含めて考えていかなければならないということである。
- 出口委員：もし趣旨採択という結論になる場合には、これに重点を置いているわけではないが、一市長のこういう回答があったということは、必ず盛り込んでいただきたい。これがあつたから趣旨採択になった部分も1、2割あるので、これを無視するようなことがあつたら、もう一度陳情を出していただいて、違う結論になるかもしれないし。市長が回答と違うことをやってはおかしいので。とにかく、それを理由として経緯の中で必ずこれは触れていただきたい。市長がこれを軽く見ないように、自分で出された文書である。私は自治基本条例の趣旨、自治基本の内容と市長の回答を重視しているので、よろしく願いたい。
- 石田委員長：意見は大体出尽くしていると思うので、委員長の判断で採決をしたいと思う。ただ、私も悩むところであるが、採択でもし立たなかった人は不採択かということになってしまうので、趣旨採択という方向で決を採りたいと思う。そうすれば、趣旨採択に反対したからといって不採択ではないという捉え方になるのではないかと思うので。なかなか難しい判断だとは思いますが、今の意見を聞くとちょっと趣旨採択のほうが多いのではないかと思うので。結論的には採決しないとわからないが。

採決の結果、賛成多数により趣旨採択すべきものと決す。

賛成委員 3名 反対委員 2名

閉 会